

○廿日市市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、廿日市市への移住・定住の促進及び廿日市市の中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から廿日市市に移住した者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、当該移住支援金の交付に関しては、広島県移住・マッチング支援事業補助金交付要綱（令和3年6月1日制定）、広島県移住・マッチング支援事業実施要領（令和3年6月1日制定。以下「県要領」という。）、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号）その他の法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 生活の拠点を廿日市市内に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき廿日市市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村をいう。
- (4) マッチングサイト 県要領第5・2（1）に規定する求人マッチングサイトをいう。
- (5) 中小企業等 広島県が移住支援金の対象としてマッチン

グサイトに求人情報を掲載している法人（個人事業主を除く。）をいう。

- (6) 18歳未満の世帯員 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満（ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は18歳未満とする。）であって、申請者の配偶者以外の世帯員をいう。

（対象者）

第3条 移住支援金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、申請時において別表第1に掲げる要件を満たす者のうち、別表第2から別表第4までのいずれかに掲げる要件を満たすものとする。

（移住支援金の額）

第4条 移住支援金の額は、60万円とする。ただし、別表第5に掲げる要件を満たす場合は、100万円とする。

- 2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の世帯員一人につき100万円を加算する。
- 3 移住支援金は、世帯を単位とし、一つの世帯に対して重ねて交付しない。

（交付申請）

第5条 対象者であって、移住支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、移住後1年以内に廿日市市移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、別表第6に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書の提出期間は、毎年度4月1日（廿日市の休日を定める条例（平成元年12月22日条例第27号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日）から12月28日（休日に当たるときは、その日以前においてそ

の日に最も近い休日でない日) までとする。

- 3 第1項の交付申請書その他の書類の提出に当たっては、交付申請者本人が行うことを原則とし、交付申請者と世帯を同一にする者が行う場合は、委任状を提出しなければならない。以下に規定する書類の提出においても同様とする。

(交付申請の取下げ)

第6条 交付申請者が、交付申請書の提出後に交付申請を取り下げるときは、廿日市市移住支援金交付申請取下書(様式第2号。以下「取下書」という。)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、第5条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、要件に適合していると認めるときは、移住支援金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、その決定の内容及びこれに付した条件を廿日市市移住支援金交付決定兼額確定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により、交付申請者に通知する。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、移住支援金を交付しないことを決定したときは、その旨を廿日市市移住支援金不交付決定通知書(様式第4号)により、交付申請者に通知する。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 交付決定通知書を受けた者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とする場合には、廿日市市移住支援金交付決定兼額確定通知書再交付申請書(様式第5号。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書再交付の決定)

第9条 市長は、再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに廿日市市移住支援金交付決定兼額確定通知書【再交付】(様式第6号)を申請者に交付

する。

（移住支援金の交付）

第 10 条 交付決定通知書により通知を受けた者は、速やかに廿日市市移住支援金請求書（様式第 7 号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求書を受領した日の翌日から起算して 30 日以内に、当該請求者に対し、移住支援金を交付する。

（報告及び立入調査）

第 11 条 広島県知事及び市長は、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）に対し報告及び立入調査を求めることができる。

2 前項の規定により報告及び立入調査を求められた者は、これに協力しなければならない。

（届出の義務）

第 12 条 受給者は、移住支援金の交付申請をした日から起算して 1 年、3 年及び 5 年を経過した各時点から 1 か月以内に、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を廿日市市移住支援金住居・勤務地等変更届出書（様式第 8 号。以下「変更届出書」という。）により市長に届け出なければならない。

2 受給者は、交付申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく変更届出書により市長に届け出なければならない。

3 受給者は、移住支援金の交付申請をした日から起算して 5 年以内に廿日市市での居住が困難となった場合又は 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに廿日市市移住支援金自主返還申出書（様式第 9 号。以下「自主返還申出書」という。）を提出するものとする。

4 市長は、自主返還申出書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、返還方法等を当該受給者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第 13 条 市長は、受給者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、移住支援金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為等により移住支援金の交付決定を受けたことが明らかになった場合

(2) 移住支援金の交付申請日から 3 年未満で廿日市市から転出した場合

(3) 移住支援金の交付申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(4) 広島県の実施する「東京圏からの移住による地域課題解決型起業支援事業」（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

2 市長は、受給者が移住支援金の交付申請日から 3 年以上 5 年以内に廿日市市から転出した場合、交付決定の一部を取り消すことができる。

3 市長は、前 2 項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を当該受給者に通知するものとする。

（移住支援金の返還）

第 14 条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に移住支援金を受給者に交付しているときは、期限を定めて、同条第 1 項に該当する場合にあっては交付した移住支援金の全額、同条第 2 項に該当する場合にあっては交付した移住支援金の半額の返還を命ずるものとする。

（移住支援金の返還免除）

第 15 条 受給者は、第 13 条第 1 項又は第 2 項に規定する返還要

件に該当するに至った原因が、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、廿日市市移住支援金返還免除申請書（様式第 10 号）及び返還免除理由を証する書類（以下「返還免除申請書等」という。）により返還の免除を申請できるものとする。

2 前項の規定により返還免除を希望する受給者は、第 12 条第 2 項に規定する届出と合わせて、返還免除申請書等を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、第 1 項に規定するやむを得ない事情によるものであると認められる場合、広島県知事の同意を得た上で、返還を免除できるものとする。

4 市長は、広島県知事からの同意を得た後、返還免除の可否に係る決定内容について、当該申請者に通知するものとする。

（補則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

区分	要件
移住元に関する要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 （１）移住する直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 （２）移住する直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京２３区内への通勤の期間については、本市に住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。）
移住先に関する要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 （１）令和６年４月１日以降に本市に移住したこと。 （２）移住支援金の交付申請時において、移住後１年以内であること。 （３）移住支援金の交付申請日から５年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。
その他の要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 （１）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 （２）日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 （３）その他広島県知事又は市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

別表第 2（第 3 条関係）

区分	要件
就業（一般）に関する要件	次に掲げる（１）又は（２）に該当すること。 （１）一般の場合 ア 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 イ 就業先が、広島県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。 ウ 就業先が、就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。 エ 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて県要領第５・２（１）に示す対象法人に就業していること。 オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。 カ 当該法人等に、移住支援金の交付申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。 キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 （２）専門人材の場合 ア 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 イ 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 ウ 当該法人等に、移住支援金の交付申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。 エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

別表第 3（第 3 条関係）

区分	要件
テレワークに関する要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 （１）所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、廿日市市内を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 （２）内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

別表第 4（第 3 条関係）

区分	要件
起業に関する要件	１年以内に起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

別表第 5（第 4 条関係）

区分	要件
世帯に関する要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 （１）交付申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。 （２）交付申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 （３）交付申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、令和６年４月１日以降に移住したこと。 （４）交付申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において移住後１年以内であること。 （５）交付申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。

別表第 6 （第 5 条関係）

区分	要件
全員が提出必須の書類	(1) 写真付き身分証明書の写し（提示により本人確認できる書類の写し） (2) 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類。2 人以上の世帯として交付申請する場合は、移住元において交付申請者を含む世帯員全員の移住元での在住地を確認できる書類） (3) 移住先（廿日市市）の住民票の写し（2 人以上の世帯として交付申請する場合は、交付申請者を含む世帯員全員分） (4) 移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式第 1 号別紙 1） (5) 移住支援事業に係る個人情報の取扱い（様式第 1 号別紙 2） (6) 移住支援金の振込先の預金通帳等の写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。） (7) その他市長が必要と認める書類
東京 2 3 区以外の東京圏から東京 2 3 区への通勤者のみ提出が必要な書類	東京 2 3 区内で勤務していた企業等の就業証明書又はこれに代わる書類（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
東京 2 3 区以外の東京圏から東京 2 3 区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類	開業届出済証明書又はこれに代わる書類（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）
別表第 2 に掲げる要件に該当する者のみ提出が必要な書類	就業証明書（様式第 1 号別紙 3）
別表第 3 に掲げる要件に該当する者のみ提出が必要な書類	就業証明書（様式第 1 号別紙 4）
別表第 4 に掲げる要件に該当する者のみ提出が必要な書類	起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書の写し

廿日市市長 様

廿日市市移住支援金交付申請書兼実績報告書

廿日市市移住支援金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請するとともに、実績を報告します。

1 交付申請者欄

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
住 所	〒	電話番号	(固定) ・ ・ (携帯) ・ ・
メールアドレス			

2 移住支援金の内容

世帯構成	単身 ・ 2人以上の世帯	2人以上の世帯の場合は同時に移住した世帯員の人数 (上記1の交付申請者は含まない)	人
移住した日	年 月 日	上記世帯員の人数のうち18歳未満の世帯員の人数	人
移住支援金の種類 (該当する項目に○を付けてください。)	就業(一般)・就業(専門人材)・テレワーク・起業		
交付申請金額 ※金額の頭に¥を記入	円		

3 各種確認事項 (交付申請者について、A又はBの該当する方に○を付けてください。) ※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙2「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
今回の移住に関して、国又は県からの他の助成金の受給状況	A 受給していない (受給予定なし)	B 受給している (受給予定あり)
交付申請日から5年以上、廿日市市に継続して居住する意思について	A 意思がある	B 意思がない
(就業(一般)の場合のみ) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する
(就業・起業の場合のみ) 交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思について	A 意思がある	B 意思がない
(テレワークの場合のみ) 廿日市市への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属からの命令である

※各種確認事項のBに1つでも○がある場合は、移住支援金の交付対象となりません。

4 移住元の住所

※ 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直前1年以上、東京23区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたことが分かる住所を最終の住所から順に記載してください。

期間	住所

5 移住元での状況（該当する欄に○を付けてください。）

東京23区	在住	在勤	在住＋在勤

6 東京23区への在勤履歴（上記5移住元での状況が「在勤」又は「在住＋在勤」に該当する場合のみ記入してください。）

※ 移住する直前の10年間のうち通算5年以上かつ直前1年以上の在勤履歴を記載し、それぞれの勤務先が発行する就業証明書又はこれに代わる書類を添付してください。

期間	就業先	在勤地

7 就業先の法人、勤務地（就業場所）の内容（就業の場合のみ記載してください。）

就業先の法人名	
勤務地の住所	
申請対象となる求人管理番号 (ひろしまワークスの求人ページで確認してください。)	

8 移住後の生活状況（テレワークの場合のみ記載してください。）

勤務先の法人名・部署	
勤務先の住所	
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない その他（ ）

※ 週の半分を超えて通勤する場合等、生活の本拠が廿日市市にないと判断される場合は、テレワークの要件に該当せず、移住支援金の交付対象となりません。

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 私は、私を含む世帯員の全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。
- 2 私は、日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有していることを誓約します。
- 3 私は、移住支援事業に関する報告及び立入調査について、広島県知事及び市長から求められた場合には、それに応じます。
- 4 私は、移住支援金の交付申請をした日から起算して1年、3年及び5年を経過した各時点から1か月以内に、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を市長に届け出ます。
また、交付申請書の記載内容に変更が生じたとき、又は変更となることが分かったときは、変更内容について遅滞なく市長に届け出ます。
- 5 私は、次の場合には廿日市市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請その他不正な行為等により移住支援金の交付決定を受けたことが明らかになった場合：全額
 - (2) 移住支援金の交付申請日から3年未満で廿日市市から転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に廿日市市から転出した場合：半額
- 6 私は、移住支援金の返還に当たり加算金を請求された場合、また納期日までに納付せず延滞金を請求された場合は、これを納付します。

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

年 月 日

住 所：_____

署名欄：_____

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

- 1 広島県及び廿日市市は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、広島県及び廿日市市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

- 2 移住支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうかの確認のため、必要な範囲において、廿日市市が住民基本台帳の記載事項の確認及び就業先への調査等を実施する場合があります。

- 3 暴力団員等でないことを確認するため、広島県警察本部その他関係機関に照会する場合があります。

年 月 日

廿日市市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書

次のとおり相違ないことを証明します。
☐ 一般就業
☐ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業による就業

勤 務 者 名		
勤 務 者 住 所		
勤 務 先 所 在 地		
勤 務 先 電 話 番 号		
就 業 年 月 日		年 月 日
応 募 受 付 年 月 日		年 月 日
雇 用 形 態		週 2 0 時間以上の無期雇用
新 規 雇 用		転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。
一 般 就 業 の 場 合	求 人 管 理 番 号	
	県マッチングサイト への掲載状況	応募受付日以前に、県マッチングサイトに当該求人を掲載していた。
	勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない。
プロフェッショナル人材事業 又は先導的人材マッチング 事業の場合		目的達成後に離職することが前提ではない。
		☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、広島県及び廿日市市の求めに応じて、広島県及び廿日市市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

廿日市市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（テレワーク）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所 (移住前)	
勤 務 者 住 所 (移住後)	
勤 務 先 部 署 の 所在地	
勤務先電話番号	
入 社 年 月 日	年 月 日
通勤手当の支給	当該勤務者に対して定期的な出勤を想定した通勤手当の支給はない。
勤務先への出勤頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 出勤はない その他（ ）
移 住 の 意 思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む）ではない。
テレワークの状況	廿日市市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行っている。
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない。

移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、広島県及び廿日市市の求めに応じて、広島県及び廿日市市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

廿日市市長 様

（交付申請者）住所

氏名

廿日市市移住支援金交付申請取下書

年 月 日付けで交付申請を行った移住支援金については、廿日市市移住支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付申請を取り下げます。

交付申請の取下理由

--

廿日市市 第 号
(元号) 年 月 日

様

廿日市市長

廿日市市移住支援金交付決定兼額確定通知書

(元号) 年 月 日付けで申請のあった移住支援金について、次のとおり交付を決定しましたので、廿日市市移住支援金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、通知します。

1 交付金額 円

2 交付の条件

- (1) 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、広島県及び廿日市市から求められた場合には、それに応じること。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、移住支援金の交付決定を取り消し、返還を命ずることがある。
- (2) 移住支援金の交付申請をした日から起算して 1 年、3 年及び 5 年を経過した各時点から 1 か月以内に、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を市長に届け出ること。
また、交付申請書の記載内容に変更が生じたとき、又は変更となることがわかったときは、変更内容について遅滞なく市長に届け出ること。
- (3) 次に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるときは、移住支援金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
ア 虚偽の申請その他不正な行為等により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合：全額
イ 移住支援金の交付申請日から 3 年未満で廿日市市から転出した場合：全額
ウ 移住支援金の交付申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
エ 起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
オ 移住支援金の交付申請日から 3 年以上 5 年以内に廿日市市から転出した場合：半額
- (4) 移住支援金の返還を命ぜられたときは加算金を、また、当該返還の納期日までに納付しなかったときは延滞金を廿日市市に納付すること。
- (5) その他、廿日市市補助金等交付規則（平成 5 年廿日市市規則第 10 号）を遵守すること。

3 フラット 3.5 地方移住支援型の金利引下げの適用について

- (1) この通知書は、フラット 3.5 地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (2) 移住支援金の返還を請求された場合は、フラット 3.5 地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 移住支援金の交付を受けた方に対するフラット 3.5 地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第4号（第7条関係）

廿日市市 第 号
（元号） 年 月 日

様

廿日市市長

廿日市市移住支援金不交付決定通知書

（元号） 年 月 日付けで申請のあった移住支援金について、次の理由により交付しないことに決定しましたので、廿日市市移住支援金交付要綱第7条第2項の規定により、通知します。

不交付の理由

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

廿日市市長 様

（申請者） 住所

氏名

廿日市市移住支援金交付決定兼確定通知書再交付申請書

次の理由により廿日市市移住支援金交付決定兼確定通知書の再交付を受けたいので、廿日市市移住支援金交付要綱第 8 条の規定により、申請します。

再交付理由 (いずれかを○で囲む。)	き損 ・ 亡失 ・ その他 ()
-----------------------	-------------------

廿日市市 第 号
(元号) 年 月 日

様

廿日市市長

廿日市市移住支援金交付決定兼額確定通知書【再交付】

(元号) 年 月 日付けで申請のあった移住支援金について、次のとおり交付を決定しましたので、廿日市市移住支援金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、通知します。

なお、本通知は、廿日市市移住支援金交付決定兼確定通知書の再交付であり、既に移住支援金が支払われている場合、これにより再度移住支援金を支払うものではありません。

1 交付金額 円 (交付決定兼確定日 (元号) 年 月 日)

2 交付の条件

(1) 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、広島県及び廿日市市から求められた場合には、それに応じること。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、移住支援金の交付決定を取り消し、返還を命ずることがある。

(2) 移住支援金の交付申請をした日から起算して 1 年、3 年及び 5 年を経過した各時点から 1 か月以内に、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を市長に届け出ること。

また、交付申請書の記載内容に変更が生じたとき、又は変更となることがわかったときは、変更内容について遅滞なく市長に届け出ること。

(3) 次に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるときは、移住支援金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

ア 虚偽の申請その他不正な行為等により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合：全額

イ 移住支援金の交付申請日から 3 年未満で廿日市市から転出した場合：全額

ウ 移住支援金の交付申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

エ 起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

オ 移住支援金の交付申請日から 3 年以上 5 年以内に廿日市市から転出した場合：半額

(4) 移住支援金の返還を命ぜられたときは加算金を、また、当該返還の納期日までに納付しなかったときは延滞金を廿日市市に納付すること。

(5) その他、廿日市市補助金等交付規則（平成 5 年廿日市市規則第 10 号）を遵守すること。

3 フラット 3.5 地方移住支援型の金利引下げの適用について

(1) この通知書は、フラット 3.5 地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

(2) 移住支援金の返還を請求された場合は、フラット 3.5 地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

(3) 移住支援金の交付を受けた方に対するフラット 3.5 地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

(1) この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

(2) 移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

廿日市市長 様

（請求者）住 所
氏 名

廿日市市移住支援金請求書

年 月 日付け廿日市市 第 号で交付決定を受けた移住支援金について、廿日市市移住支援金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請 求 額 金 _____ 円

添付書類：口座振替依頼書

廿日市市長 様

（届出者）住所

氏名

廿日市市移住支援金住居・勤務地等変更届出書

廿日市市移住支援金交付要綱第 1 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出理由（該当する理由に✓）

- ☐ 定期報告※
- ☐ 転居
- ☐ 離職
- ☐ 転勤
- ☐ 会社名等の変更
- ☐ その他（

※ 定期報告は、次の時点経過後、1 か月以内に提出すること
・ 移住支援金を申請した日から起算して 1 年経過時点
・ “ ” 3 年経過時点
・ “ ” 5 年経過時点

）

2 届出内容（該当する事項に✓）

- ☐ 変更なし
- ☐ 変更あり※

※変更ありの場合は、下表の該当欄を記入すること。

【受給者】

	変更前	変更後
変更（予定）日		
氏 名		
住 所		
電 話 番 号 （固定・携帯）		

【勤務先】

	変更前	変更後
変更（予定）日		
勤 務 先 名		
住 所		
電 話 番 号 （固定・携帯）		

3 添付書類（提出する書類に✓）

※変更予定による届出の場合：届出時の添付は不要とし、後日、届出理由の事実発生後に改めて提出すること

- ☐ 住民票（世帯全員）の写し（転居）
- ☐ 雇用保険離職票又は受給資格喪失届（離職）
- ☐ 辞令（転勤）
- ☐ その他届出内容が確認できる書類（

）

年 月 日

廿日市市長 様

（申出者）住 所

氏 名

電話番号

廿日市市移住支援金自主返還申出書

年 月 日付け廿日市市第 号で交付決定を受けた移住支援金について、自主的に返還したいので、廿日市市移住支援金交付要綱第12条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

なお、返還については廿日市市が指定する方法で支払うことに同意します。

1 既 交 付 額 _____ 円

2 返 還 額 _____ 円

3 返還申出理由

☐ 申請日から5年以内に廿日市市での居住が困難となったため

（廿日市市転出（予定）日： 年 月 日）

☐ 申請日から1年以内に交付の要件を満たす職に在職することが困難となったため

☐ その他（ ）

(申請者) 住 所
氏 名

年 月 日付け廿日市市第 号で交付決定を受けた移住支援金について、廿日市市移住支援金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり返還免除を申請します。

返還要件 (該当項目にレ点)	☐ 全額返還 ・ 3 年未満で廿日市市から転出した場合 ・ 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 ・ 起業支援金の交付決定を取り消された場合 ☐ 半額返還 ・ 3 年以上 5 年以内に廿日市市から転出した場合
返還免除申請額	円
返還免除を申請する理由 (該当項目にレ点を付し、理由詳細を記入)	☐ 雇用法人の倒産等の事業主都合による離職 ☐ 天災地変による転居・離職 ☐ 病気による転居・離職 ☐ その他 理由詳細

※返還免除理由を証する書類を添付すること。